

一般社団法人日本理科教育学会 2019年度第5回理事会議事録

1. **日時** 2020年3月28日(土)午後1時00分～午後4時00分

2. **開催方法** オンライン会議システムを利用

3. **出席役員数** 理事総数24名 出席理事16名 監事総数2名 出席監事2名

4. 出席者

理事 稲垣成哲 藤井浩樹 益田裕充 加藤圭司 佐藤寛之
松原道男 石塚 亙 栢野彰秀 山田真子 松森靖夫
久保田善彦 中山 迅 山下修一 栗原淳一 平田昭雄
山口悦司

監事 三崎 隆 和田一郎

5. 報告事項

事務局報告, 2020年度・第70回全国大会(岡山大会)準備状況ならびに経費削減および参加費設定等の件, 2021年度・第71回全国大会(群馬大会)準備状況の件, 常置委員会等報告, 各支部報告

6. 審議事項

第1号議案 学会活性化の件

第2号報告 2022年度・第72回全国大会の開催の件

第3号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件

第4号議案 新規学会賞の件

第5号議案 学会各賞の選考規程の改定の件

第6号議案 学会各賞の選考委員会の件

第7号議案 一般社団法人日本理科教育学会

「全国大会発表論文集」著作権規程の制定の件

第8号議案 2020年度支部大会費等の件

第9号議案 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則の改定の件

第10号議案 会長候補者への会員の意向調査の件

第11号議案 2019年度第6回理事会の招集の件

7. 議事の経過の概要

定刻に至り, オンライン会議システムにより, 出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり, 適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した. 定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり, 挨拶の後, 本日の理事会は理事及び監事の出席

数が、定款第 35 条に規定する定足数を満たしているので、本会が有効に成立していることを報告した。

第 1 号議案 学会活性化の件

議長より、学会活性化の検討を進めるためのタスクフォースとして、支部活性化タスクフォースと若手育成タスクフォースを設置することの提案がなされた。併せて、支部活性化タスクフォースの主査として磯崎哲夫副会長を、若手育成タスクフォースの主査として久保田善彦理事をそれぞれ指名することの提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 2 号報告 2022 年度・第 72 回全国大会の開催の件

議長より、2022 年度・第 72 回全国大会を北海道支部の北海道教育大学旭川校において開催することの提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 3 号議案 「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会委員長の選任の件

議長の指示により、「理科教育学研究」編集委員会委員長の松森靖夫理事から、資料 2-03 に基づき、「グローバルな視点からみた理科教育」をテーマとする特集に係る特集編集委員会委員長に松森靖夫理事を指名することに関して説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 4 号議案 新規学会賞の件

議長より、資料 2-04-1 および資料 2-04-2 に基づき、日本理科教育学会全国大会発表賞を表彰の種類に新たに追加することの説明がなされた。併せて、それに伴う表彰規程の改定ならびに日本理科教育学会全国大会発表賞選考規程の制定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会 表彰規程

【変更前】下線部分変更

第 1 条 (略)

第 2 条 (略)

第 3 条 (表彰の種類) 表彰の種類は、日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞及び日本理科教育学会研究奨励賞とする。

第 4 条 (略)

第5条 (表彰) 表彰は、本学会全国大会内において行い、表彰時点における本学会会長名の賞状等を授与する。

第6条 (略)

附 則 平成27年7月31日制定

附 則 平成30年7月21日改定

【変更後】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (表彰の種類) 表彰の種類は、日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞及び日本理科教育学会全国大会発表賞とする。

第4条 (略)

第5条 (表彰) 表彰は、表彰時点における本学会会長名の賞状等を授与して行う。日本理科教育学会功労賞、日本理科教育学会賞、日本理科教育学会論文賞、日本理科教育学会研究奨励賞の表彰は、本学会全国大会内において行う。日本理科教育学会全国大会発表賞の表彰は、本学会全国大会終了後に行う。

第6条 (略)

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2020年3月28日改定

日本理科教育学会全国大会発表賞選考規程

第1条 日本理科教育学会全国大会発表賞の選考は、この規程による。

第2条 選考の対象は、推薦締切日の当該年度に開催された本学会全国大会（以下当該年度全国大会という）における本学会会員による発表ならびに、当該年度全国大会の「全国大会発表論文集」に掲載された当該発表の論文とする。なお、発表の種別に関わらず、当該年度全国大会におけるすべての発表ならびに当該年度全国大会の「全国大会発表論文集」に掲載されたすべての当該発表の論文とする。

第3条 受賞者は、単著の場合はその著者、共著の場合はその第一著者とする。受賞件数は、大学等（大学、大学院に在籍する院生、学部生などを含む、以下同じ）及び大学等以

外（大学の附属幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を含む、以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として10件程度選考するものとする。なお、大学等の理科教育関係者については、当該年度全国大会開催日において満40歳未満の者、もしくは、当該年度全国大会開催日において修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれかに在学している者とする。大学等以外の理科教育関係者については、制限を設けない。

第4条 本賞の受賞は回数の制限を設けない。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、当該年度全国大会開催中に公示し、全国大会参加者からの推薦（他薦のみとする）を受ける。推薦締切日は当該年度全国大会終了後1週間以内とする。

2 全国大会参加者が推薦できるのは、大学等5件、大学等以外5件とする。

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、全国大会実行委員長の副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員会委員長は、当該年度全国大会実行委員長の副会長とする。

3 選考委員の任期は、役員の任期と同一の年度とする。

4 選考の基準は、会員からの多数の推薦と全国大会における研究発表が優れ、かつ、今後の論文化への発展が期待できる研究であること。

5 選考の結果を次年度の本学会全国大会前までの理事会において審議し、受賞者を決定する。

6 当該年度全国大会実行委員会および当該年度全国大会実行委員会事務局が選考の業務を補助する。

7 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第7条 （改廃）本規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則 2020年3月28日制定

以上

第5号議案 学会各賞の選考規程の改定の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、資料2-05に基づき、日本理科教育学会賞選考規程、日本理科教育学会論文賞選考規程および日本理科教育学会研究奨励賞選考規程の改定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

日本理科教育学会賞選考規程

【変更前】 下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2019年7月21日改定

【変更後】 下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員会委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第7条 (改廃) 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2019年7月21日改定

附 則 2020年3月28日改定

日本理科教育学会論文賞選考規程

【変更前】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

附 則 2018年7月21日制定

附 則 2019年7月21日改定

【変更後】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員会委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第7条 (改廃) 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則 2018年7月21日制定

附 則 2019年7月21日改定

附 則 2020年3月28日改定

日本理科教育学会研究奨励賞選考規程

【変更前】下線部分変更

第1条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は当該年度最初の理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2019 年 7 月 21 日改定

【変更後】下線部分変更

第 1 条 (略)

第 2 条 (略)

第 3 条 (略)

第 4 条 (略)

第 5 条 (略)

第 6 条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長 2 名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計 5 名で構成する。

2 選考委員会委員長は、副会長とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第 7 条 (改廃) 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附 則 2015 年 7 月 31 日制定

附 則 2018 年 7 月 21 日改定

附 則 2019 年 7 月 21 日改定

附 則 2020 年 3 月 28 日改定

以上

第 6 号議案 学会各賞の選考委員会の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、資料 2-06 に基づき、日本理科教育学会賞・受賞候補者選考委員会、日本理科教育学会論文賞・受賞候補者選考委員会、および、日本理科教育学会研究奨励賞・受賞候補者選考委員会の設置についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 7 号議案 一般社団法人日本理科教育学会

「全国大会発表論文集」著作権規程の制定の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、資料 2-07 に基づき、一般社団法人日本理

科教育学会「全国大会発表論文集」著作権規程の制定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会「全国大会発表論文集」著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、本学会発行の「全国大会発表論文集」に投稿される著作物に関する著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、「全国大会発表論文集」に投稿されたすべての原稿をいう。

(2) 本著作者 「全国大会発表論文集」に投稿した著者であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

(3) 本著作財産権 本著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定めるすべての権利を含む。

(4) 本著作者人格権 本著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作財産権は、すべて本学会に帰属する。

2 本著作財産権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。

3 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。

4 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作財産権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）するものとする。

る。

5 投稿された本著作物が本学会の「全国大会発表論文集」に掲載されないことが決定された場合、本学会は、本著作財産権を本著作作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

第4条 本著作作者は、本学会及び本学会が本著作物の利用を許諾した第三者に対し、本著作作者人格権を行使しない。

2 前項の規程は、本学会及び本学会が本著作物の使用を許諾した第三者が、本著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者による著作物の使用)

第5条 本著作作者は、当該本著作作者が創作した本著作物を使用する場合（第三者に使用を許諾する場合を含む.）、その使用目的等の本学会が別途定める事項を記載した書面により本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本学会への申し出を不要とする。

(1) 本著作作者が本著作物を本学会の「理科教育学研究」への投稿原稿に収録する場合

(2) 本著作作者が本著作物を本学会の「理科の教育」への投稿原稿に収録する場合

2 本学会は、当該本著作物の使用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める本著作作者からの申請を許諾する。

3 本著作作者の所属機関や研究資金提供機関等のリポジトリにおける著作物の使用については、本著作物が収録される「全国大会発表論文集」の発行後であれば、申請の許諾を行うものとする。

4 本著作物を利用する場合は、出典を明示しなければならない。

(著作者による保証等)

第6条 本著作作者は、①本著作物が、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと、③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作作者全員の同意を取得していること、④内容に本質的な貢献を行った人は全て著作作者に含まれていること、及び⑤必要な場合には著作作者の所属機関のしかるべき権限を有する人の同意を得ていることを保証する。なお、本著作作者は、本著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

(二重譲渡の禁止)

第 7 条 本著作者は、本学会以外の第三者に対し、本著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（紛争解決に関する協力）

第 8 条 本著作物に関する第三者からの権利侵害又は本著作物による第三者に対する権利侵害等、本著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、本著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

（協議）

第 9 条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、本著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則 2020 年 3 月 28 日制定

以上

第 8 号議案 2020 年度支部大会費等の件

議長より、2020 年度支部大会費について説明がなされた。審議の後、議長が本件について 2020 年度の収支予算書を作成することの承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 9 号議案 会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則の改定の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、資料 2-09 に基づき、会長候補者への会員の意向調査に関する定款細則の改定についての説明がなされた。第 4 条の会長候補者資格に関する意見が具申され、次回以降の理事会において継続審議することとなった。

第 10 号議案 会長候補者への会員の意向調査の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、資料 2-10 に基づき、会長候補者への会員の意向調査実施委員会についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 11 号議案 2019 年度第 6 回理事会の招集の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、2019 年度第 6 回理事会の開催日時、開催

方法および議題について説明がなされた。審議の結果、第 6 回理事会は、2020 年 6 月 27 日（土）13 時 00 分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、審議事項は、2020 年度事業計画及び収支予算等とすることが承認された。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、午後 4 時 00 分散会した。